

公益財団法人松山市スポーツ協会地域スポーツ振興事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、松山市におけるコミュニティスポーツの普及及び振興を図るため、地域団体が行う地域スポーツ振興事業に対し、公益財団法人松山市スポーツ協会が補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる地域スポーツ振興事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、会長は予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) スポーツ指導者の養成及び研修
- (2) 講習会・研究会等の開催
- (3) 各種大会の開催
- (4) 体力テスト等の実施
- (5) 軽スポーツの実施

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な直接経費で、次の各号に掲げる経費とし、その基準は当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 報償費 | 講師・審判員等への謝金、参加賞等の購入費 |
| (2) 需用費 | スポーツ用具購入費（備品購入費を除く。）食糧費等 |
| (3) 役務費 | 通信運搬費、保険料（一日保険料）等 |
| (4) 使用料及び賃借料 | 会場借上料等 |
| (5) 会議費 | 打合せ経費等 |
| (6) その他の経費 | 会長が特に認めた経費 |

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、150,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、会長に補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた地域団体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業の補助対象経費の額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更しようとする事ができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）届（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1か月以内に（ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日までに）実績報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付時期及び方法)

第10条 補助金は、前条の規定による報告書等に基づき、補助事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第6号様式）を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 会長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は補助金を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年9月6日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公益財団法人松山市体育協会の移行登記の日（平成24年7月4日）から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月4日から施行する。